選択制対象の福祉用具を利用する場合の流れ

ご利用者 選択制対象の福祉用具の利用を検討

↓

ケアマネジャー及び福祉用具専門相談員

ご利用者に、レンタルと購入のいずれかを選択できることを説明

・メリット、デメリット等、ご利用者が選択するにあたって必要な情報を提供

・医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえた提案



↓

ご利用者 レンタルか購入を選択

福祉用具貸与（レンタル）

↓

モニタリングを実施（利用開始後少なくとも6ヶ月以内）

医師・専門職の意見や利用者の身体状況を踏まえ、貸与継続の必要性について検討。

↓

貸与継続 / **再検討**※1

※1 レンタルで利用後、購入に切り替え可能です。

特定福祉用具購入

商品不具合時の連絡先を情報提供

↓

販売後、目標達成状況の確認

↓

使用継続 / **再検討**※2

※2 購入後、商品が身体状況や生活環境に合わなくなった場合にはケアマネジャーとご相談のうえ、改めて同じ種目の他の商品のレンタルや購入を検討することが可能です。

福祉用具貸与と販売の選択制 Q&A

※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）
（令和6年3月15日）の内容を一部加筆して作成

Q1. ご利用者が選択するにあたって必要な情報とはどういったものが考えられるか？

【利用者の負担額】

・貸与と販売それぞれのご利用者負担額の違い。

・長期利用が見込まれる場合は販売の方がご利用者負担額を抑えられること。

・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること。

【どれくらいの期間、その福祉用具を利用しそうか】

・ご利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見。

・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し。

・国が示している福祉用具の平均的な利用月数（P7）。

Q2. 選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか？

販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

Q3. 特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか？

購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、ご利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合、その身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフストランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合。

Q4. スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」「特定福祉用具販売」「住宅改修」に区別し給付を受けられるのか？

取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。